

「検討会のとりまとめに向けた論点の整理について」（第5回検討会資料2（抄））

②地方公共団体の非識別加工情報等に関する安全管理措置等について

- 国の行政機関非識別加工情報の安全確保に関するガイドラインにおいては、行政機関非識別加工情報の安全確保の措置、従業者の義務、苦情処理等について整理されている。
- 国のガイドラインの内容を踏まえ、地方公共団体の作成する非識別加工情報等に関する安全管理措置等について、留意事項の整理を検討する。

3-3-1 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置(抄)

第44条の15 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

○規則第14条

法第44条の15第1項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- (2) 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- (3) 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、行政機関非識別加工情報等(行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

また、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にも安全確保の措置を準用する。

当該措置の内容は、対象となる行政機関非識別加工情報等が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該行政機関非識別加工情報等の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、別表2(行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例)を参照のこと。

なお、行政機関非識別加工情報等の一部には保有個人情報に該当するものが含まれることから、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)」(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知)も踏まえた安全確保の措置を講じる必要がある。

3-3-1 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置

(別表2) 行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例

| 講じなければならない措置 | 具体例 |
|--|--|
| ①行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 (規則第14条第1号) | ・ 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置を講ずるための組織体制の整備 |
| ②行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った行政機関非識別加工情報等の適切な取扱い並びに行政機関非識別加工情報等の取扱い状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 (規則第14条第2号) | ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・ 行政機関の職員又は受託業務に従事している者の教育 ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱い状況を確認する手段の整備 ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱い状況の把握、安全確保の措置の評価、見直し及び改善 |
| ③行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置 (規則第14条第3号) | ・ 行政機関非識別加工情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・ 機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・ 削除した情報や加工方法等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ・ 行政機関非識別加工情報等へのアクセス制御 ・ 行政機関非識別加工情報等へのアクセス者の識別と認証 ・ 外部からの不正アクセス等の防止 ・ 情報システムの使用に伴う行政機関非識別加工情報等の漏えい等の防止 |

3-3-2 従業者の義務

法第44条の16

行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

行政機関非識別加工情報等の一部は個人情報に該当するため、これが漏えいし、悪用されれば、行政機関による情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがある。

そこで、行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者に対して、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用することを禁止している。

3-3-3 行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理

法第51条の3

行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。行政機関にとって、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。